

## 要望書（回答）

現在、保育園における副食費及び主食費の取扱いは、2号認定の子どもについては、副食費は保育料に含まれ、主食費は実費徴収とされており、3号認定の子どもについては、副食費・主食費とも保育料に含まれているとされています。

国は、本年10月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化に伴う副食費及び主食費の取扱いについて、利用する施設や入所児童の年齢により取扱いが異なることがないよう、1号認定子どもと2号認定子どもについては、施設による徴収を基本とし、3号認定子どもについては、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続するとしています。

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のため重要をされる「食」が、幼児教育・保育の無償化の中で、金銭的なやり取りの対象となっていることに、深い失望感を感じます。

本会は、幼児教育・保育の無償化の実施において、2号認定子どもである満3歳児と1号認定子どもである満3歳児は、同じ満3歳児であるにも関わらず支給認定の扱いが異なることについて、保育園に入園している全ての保護者が不公平感を感じていることから、市は、これを統一した扱いとするよう、要望いたします。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

国では、幼稚園の満3歳児を対象とする理由として「①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子どもを対象として進めてきた」という3点を挙げているほか、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とするとしております。

同じ満3歳児であるにも関わらず、支給認定の違いによって取り扱いが異なる事につきまして、保護者が不公平感を抱いていることは認識しておりますが、本件は、地方自治体単独で対応するのではなく、国の制度として対応すべきと考えることから、本市としても様々な機会を活用し、国に統一した取り扱いとなるよう要望してまいりたいと考えております。

なお、本市では、北海道が実施する「多子世帯の保育料軽減支援事業費補助事業」を平成29年度から活用し、年収640万円未満相当世帯の第2子以降を無償化するなど、3歳未満児世帯の経済的負担軽減に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

団体名：苫小牧市法人保育園協議会

回答日：令和元年8月27日

子育て家庭の経済的な負担軽減や子育て環境のさらなる充実のため、3歳児から5歳児の副食費を無料化していただくよう、要望いたします。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

国では、これまでの保育料無償化世帯について、副食費の無償化を実施するほか、年収360万円未満相当世帯のうち、これまで保育料を負担している世帯についても、新たに副食費を無償化することとし、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいるところです。

また、本市でも、年収570万円未満相当世帯に対する第3子以降無償化対象者について、副食費を無償化する方向で検討しており、これまでの保育料負担を上回る世帯がないよう配慮してまいります。

なお、3歳以上児の副食費完全無償化には多くの財政負担を伴うことから、当面は現行による対応を継続してまいりたいと考えております。